

書評

五十君麻里子「ユスタ事件再考」ローマ法雑誌第 5 号[2024 年]1-64 頁所収

吉原達也

1 本論文は、いわゆる「ユスタ事件」をめぐるヘルクラネウム出土の蝋板資料 (Tabulae Herculenses、以下 TH) の詳細な再検討を通じて、従来の学説では捉えられてこなかった新しい視角からこの事件の実相にアプローチしようとする、きわめてオリジナリティにあふれる研究である。

著者による関連の論文 Mariko Igimi, Pro Calatoria Themide, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Rom Abt. 140 (2023), SS.324-337、その英語簡易版として、下記のものがある (<https://www.openaccessgovernment.org/freed--slave/125989/>)。

著者は、これまで「ローマ大衆の法知識～プラウトゥス喜劇における『笑源』としての法」『法政研究』79-3 (2012 年) 209-238 頁、「古代ローマにおける解放奴隷の扶養に関する一考察～Q.C.スカエウォラ法文学説彙纂三四卷一章一六法文一項を手掛かりに～」『法政研究』86-3 (2019 年) 585-597 頁、「古代ローマにおける扶養に関する和解をめぐる手続について～マルクス・アウレリウス帝演説に基づく公的介入～」『法政研究』87-3 (2020 年) 571-599 頁、「庇護と自立のはざまで：古典期ローマ法における解放奴隷と委任に関する一考察」『法政研究』89-3 (2022 年) 593-603 頁に示されるように、古代ローマにおける解放奴隷の扶養の問題を中心に研究を展開されてこられた。

本論文は、これまでのエグゼゲゼに基づく研究成果と、生来自由人か解放奴隷かが争われたユスタ事件をめぐる文書研究とを架橋しようとする新しい試みであるといえよう。

本論文は以下のような 4 章構成となっている。

- I. ユスタ事件 1. 従来の理解によるユスタ事件 2. 史料 3. いまだ残る「謎」
- II. ユスタ事件の法律問題 1. alimenta と解放奴隷 2. familia の拡張 3. ユスタ事件再構成 4. 「謎」の解明

III. 個別問題 1. sp.f.の理解 2. 子の奪取？

IV. おわりにかえて～ユスタと解放奴隷たち

2 「I ユスタ事件」について。まず、「従来の理解」の出発点と考えられる V.アランジオ＝ルイズ Vincenzo Aragio-Ruiz の研究について簡単に触れておくことにしたい。

1948年、G.プリエーゼ・カッラテッリ Giovanni Pugliese Carratelli により創刊された学術誌 *La Parola del Passato*, vol. 3 の *testi e documenti* に「ヘルクラネウム蠟板文書」連載第2回目として TH13-30 が掲載され、「ユスタ事件」に関する資料の全貌が初めて世に知られるようになった。同資料については、アランジオも、同じ巻に、*Il processo di Giusta* と題する論稿を寄せて、とくにその内容の法律的な詳細を明らかにし、「ユスタ裁判」研究の礎が築かれた。

アランジオは、エルコラーノで発見された一連の蠟板文書について情熱を込めて意味と解釈を与えようとした。アランジオの手を通じて、地方社会の小さな世界は、実際、饒舌で争い好きな驚くほど現代性を持った姿として描かれる。カラトリア・テミス(*Caltatoria Themis*)とペトロニア・ユスタ(*Petronia Iusta*)の間の訴訟も、劇的とも言える、きわめて人間味豊かな裁判の物語として展開される。

当該の蠟板には、ユスタという名の少女の身分——すなわち、彼女が生来自由人(*ingenua*)であるのか、あるいは解放自由人(*libertina*)であるのか——をめぐる純粋な私法上の訴訟に関連する、一連の証言が記されていた。しかしそこに記された証人たちの証言の内容は互いに矛盾しており、ユスタを生来自由人と主張する者もいれば、カラトリア・テミスの解放奴隷であると述べている者もいる。訴訟の核心は、ユスタがその母ウィタリスの解放後に生まれたのか、それとも後になってカラトリア・テミス(ペトロヌス・ステファヌスの妻であり相続人)によって解放されたのか、という点にあった。

アランジオは問う、なぜ、裕福で権力ある女性カラトリアは、ペトロニア・ユスタという現在は自由の身の少女が、実は奴隷として生まれ、出生後に解放された存在であると証明することに熱心になるか？ つまり、ユスタは生まれつきの自由人ではなく、解放奴隷であると主張するのはなぜか？、と。確かに、カラトリア・テミスには元主人と元奴隷の間に存在する「パトロン関係」に基づく利益

を得る目的があるのであろうが、しかし、その利益は時間と労力をかけて争うのに見合う価値があるのか？ この問いは、アランジオ自身もユスタの裁判に関する様々な研究の中で繰り返し提起した問題である。そして彼は公然とこの若く無防備な少女に肩入れしているように見える。この背後には何か隠れた背景があるのではないか、カマトリア・テミスはユスタが、自分の夫と美しい奴隷との不義な関係から生まれた娘であることを許していないのではないかといった問いをはじめさまざまな論点が紡ぎ出されている。

いずれにせよ、「ユスタ事件」は、当初からアランジオの手により、単なる法律問題を越えた切実なテーマともなっていたのであり、長年にわたってナポリの文化的世界の注目を集めたともいわれる。アランジオと彼の協力者であるプリエーゼ・カッラテッリが文書を読み解く作業を続けている間、ベネデット・クローチェはしばしばアランジオの家に電話をかけ、新しい発見について尋ねたというエピソードも伝えられる。

しかし、残念ながら文書の損傷が激しく、発見は完全なものとはなることはなかった。ペトロニア・ユスタの裁判の結末は人知の及ばぬところであり、アランジオたちが探し求めた判決は今後も発見されることはないであろう。実際、アランジオによって描き出されたユスタ裁判の構図は、権力に抗して自由を求めて戦う少女というイメージと重なり合い、アランジオ自身に象徴されるようなイタリア解放後の新しい時代精神をある意味で端的に反映したものではなかったかという印象を受ける。

本論文は、アランジオ的なユスタ裁判の理解を離れて、その呪縛に敢然と挑戦しようとする著者の意図を示しているように思われる。

3 「I-2 史料」について[5 頁以下]。ユスタ事件関連の史料は、ヘルクラネウム文書 (TH) 13 から 30 の 18 文書であり、このうち TH21、22、25-30 の 8 文書には文書作成時の証人名および署名封印者名のみが残されているため、実質的な検討対象となるのは、再出頭担保問答契約 (vadimonium) を記した TH13-15 と証人の陳述書にあたる TH16-20、23-24 である。複雑な蠟板文書史料がプリエーゼ・カッラテッリ校訂版 (1948 年) により対訳のかたちで提示されたこ

とは、今後の研究のためにも貴重な貢献である。なお、アランジオ＝ルイズによる校訂（1959年）についても一部異同について注記が施されている。

TH13-15には、3つの出頭担保問答契約（*vadimonia*）が記録されており、このうち TH13, 14 には、被告であるカラトリア・テミスと、その後見人として、彼女の亡夫の解放奴隷、即ち、ガイウス・ペトロニウス・テレスフォルスの名が記されており、両者の親近性が示される。

TH16-20は、ユスタの生来自由身分（*ingenuitas*）を支持する一連の証言記録であり、この主張を支持する証言の中で、最も有力なものを提供したのは、ウィタリスの *collibertus*（共に解放された元奴隷仲間）であるペトロニウス・テレスフォルスである（TH16）。彼の証言によれば、ユスタはもともとパトロンの家で育てられた。しかし、ある時点でウィタリスとパトロン夫妻（ペトロニウス・ステファヌスとカラトリア・テミス）との間で協議が行われ、ウィタリスが一定の費用（*alimenta*）を支払うことで娘を引き取ることが決定された。これは、パトロン夫妻自身がユスタを生来自由人として認識していたことの証拠となる、というのがこの証言の主張である。

これに対して、TH23, 24は、ユスタの解放自由身分（*libertinitas*）を支持する証言であり、「ユスタが解放されたという法的行為を目撃した」という内容である（TH23, 24）。さらに、少なくとも蠟板には「解放した（*manumisisse*）」という動詞が記されており、その主語がカラトリア・テミスとなっている。これは、ユスタが生来自由人として生まれたのではなく、カラトリア・テミスによって後に解放されたことを示唆する。

アランジオ以来、ユスタによる生来自由人の主張を中心にこの裁判は構成されてきた。しかし著者によれば、その際いくつかの「謎」が残るとされる。ペトロニウス・テレスフォルスがカラトリア・テミスの婦女後見人であり、家内でも信頼された関係を築きながら、ユスタに有利な証言をするのはなぜか、また多くの説が採用するように、ユスタが原告として自らが生来自由人であることを主張して確認訴訟を提起したとすると、テミスはこれに応訴したのはなぜか、そもそも応訴しなければならない事情があったかといった問題に必ずしも明解な解決がなされてこなかった。

それは、これまで、ユスタ事件が具体的にどのような紛争であったかを不問に付してきたことに原因があるとする。そこで、著者は、学説彙纂から示唆を得て、その手がかりをスカエウォラ法文（学説彙纂 34 卷 1 章 16 法文 1 項）が伝える事例（すべての解放奴隷に遺贈がなされた際に遺言者が直接解放していない解放奴隷も受益者たりうるかを扱う）に求め、これとの対比において、ユスタ事件の再構成を試みる。

4 「II ユスタ事件の法律問題」1 及び 2 について[31 頁以下]。Scaevola, D. 34,1,16,1 の事例（35 頁）とは、著者によれば、次のように整理される。被相続人は自身の解放奴隷全員に対して、生前に提供していた生活費や利益を遺贈すると定めた。また、彼らに土地も遺贈した。問題は、彼女の父の解放奴隷の解放奴隷が、これらの遺贈を受ける資格を持つかどうかであった。この人物は厳密には彼女の解放奴隷ではなかったが、彼女は手紙で「私たちの解放奴隷」と呼び、市の評議会にも彼のために介入していた。このように、形式的な解放の事実だけでなく、生前の扱いも考慮されることが示されている。また、父の解放奴隷の解放奴隷が信託遺贈(fideicommissum)の対象となるかという問いに対し、スカエウォラは区別して答えた。すなわち、もし被相続人が生前に彼にも扶養を与えていたのであれば、彼は信託遺贈に基づく請求権を有するが、そうでなければ請求権を持たないとした。したがって、被相続人自身の解放奴隷に含まれない者であっても、被相続人から自らの解放奴隷と同様に扱われていた場合には、信託遺贈に基づく給付を受けることができた。

「3 ユスタ事件再構成」[38 頁以下] 前記スカエウォラ法文を手がかりに、これをユスタ事件に当てはめると、事件はユスタによる信託遺贈に基づく *alimenta* の請求とこれに対するテミスによるその拒絶という構図に転換され、ユスタが生来自由人であるという主張は攻守を入れ替えて、テミス側が積極的に主張する論点として位置づけられる。その際テミスは、ユスタの *alimenta* の請求を退けるために、三つの戦略を取ったと著者は考える。

① 第一に、ユスタがステファヌスの解放奴隷ではなく、生まれながらの自由人(*ingenua*)であると主張すること。② 第二に、ステファヌスはユスタを自らの解放奴隷として扱わなかったとし、そ

の証拠として、ステファヌスではなく、ユスタの母ウィタリスがユスタを養っていたことを挙げる。③ 第三に、テミス自身がユスタを解放したと主張すること。

①についてユスタの生来自由身分 (*ingenuitas*) としての地位を証明するため、テミスはマルクス・ウィニキウス・マルキ・フィリウス・プロクルス (TH17) およびティベリウス・ユリウス・サビヌス (TH18) の証言を根拠とした。彼らは、ペトロニウス・ステファヌスが「単独の母ウィタリスを解放する」と言い、それを実行したと聞いたことがあると証言している。つまり、彼らはペトロニア・ウィタリスの娘は生来自由人であると認識していたのであり、この証言の重要な点は、ウィタリスが「単独で (*sola*)」解放されていたという点にある。アラランジオによれば、「*solam*」はウィタリスが当時唯一の奴隷であったという意味ではなく、彼女がその時点で子供を持っていなかったという意味で解釈されるべきであるとされる (Arangio, 1948, 343)。証言者たちは、ウィタリスが解放される前夜にはまだ子供がいなかったことを暗に示している。もしそうであれば、彼女は解放された翌日に突然子を産むことは不可能である。ユスタは解放後に生まれたことになり、その母親は自由の身にあった。アラランジオによれば、ユスタ側の有力な証言となるが、これに対して、著者によれば、ユスタが母ウィタリス解放後に生まれた、つまり生来自由人であることを証明するテミス側にとって重要な証言として位置づけられる。

②について、ユスタがステファヌスの解放奴隷であるとする主張を否定するために、プブリウス・アリウス・プブリ・フィリウス・マンケプス (TH19) およびクイントゥス・タムディウス・オプタトゥス (TH20) の証言も利用された。彼らは、ウィタリスがテミスと娘について話していた際、ステファヌスが「なぜお前は娘を妬むのか、私たちは彼女を *filiae loco* にしているのに (*quid inuides filiae, cum eam nos filiae loco facimus*)」[21 頁の訳]と言ったのを聞いたと証言した[39 頁]。このステファヌスの発言がいかに関与するかの証明になるか、必ずしも明確に説明されていない。

例えば、アラランジオはこう考えている。「二人の友人は偶然、ある議論を目撃した。そこでは、ペトロニア・ウィタリス（彼女はすでにかなり前に自由の身となっていた）が、ある夫婦と口論をして

いた。ウィタリスは、娘を自分のもとに戻してほしいと懇願し、一方の夫婦は彼女を思いとどませようとしていた。「お前は娘を妬んでいるのだな。」と、主人（パトロヌス）が言った。「私たちは娘同然に扱っているというのに。」、つまり、アランジオは、さらにこれを敷衍するという、「お前は娘の幸せではなく、不幸を望んでいるのだ。彼女がこの屋敷で我が子のように扱われているにもかかわらず、自分の貧しい生活に引き戻そうとしているのだから。」、と。

このやり取りによって、テレスフォルスがより明確に指摘している事実、すなわち少女が母の主人の家で育てられていたという状況が、改めて確認される。そして、ウィタリスの要求に対し、この夫婦が法的な理由を持ち出さず、むしろ経済的な利害を理由に彼女を説得しようとしたことも明らかになる。彼らはウィタリスの母親としての愛情に訴え、娘を手放すよう仕向けたのである。したがって、この二人の証人の証言もまた、少女が自由身分であった（＝生まれながらの自由民であった）ことを示していると言える、と（cf. Arangio, 1948, 343）。

これに対して、著者は、ステファヌスの発言をテミス側の論拠として注目する。テミスの戦略にとって重要だったのは、「*filiae loco*」という表現である。通常、この *filia* は「(自分たちの) 娘のような立場で扱う」のように一般名詞として理解される。*inuides filiae* の *filiae*、母ウィタリスから見た娘ユスタのことである。先のアランジオもこのように理解していると思われる。これに対して著者は異なった理解を提示する。パトロヌス (*patronus*) は口語的にないし比喩的に解放奴隷を「*filius* (息子)」や「*filia* (娘)」と呼ぶことがあり、これは奴隷が解放されることによって市民として「新たに生まれる」ことを意味していた。

「*filiae loco*」の *filia* は、ユスタでも一般名詞としての「娘」でもなく、母ウィタリスその人を指すという。元主人ステファヌスは、母ウィタリスに「自分の娘を妬むとはなんたることか」という厳しい言葉を投げかけながら、直後に「(娘である) お前の代わりに可愛がってやっているだけなのに」とフォローした言葉であり、これによって、両者の良好な関係が伝わるとされる[40-41 頁]。この意味において、ウィタリスは確かに夫妻の「娘 (*filia*)」であったが、ユスタはあくまでも「*filiae loco*」つまり「娘であるお前の代わり」と

して位置づけられている。この表現も、ユスタがステファヌスの解放奴隷ではなく、生来自由人であるというテミス側の主張の 1 つの論拠とされる。

③ たとえテミスが、ユスタがステファヌスによって解放されていないことを証明できたとしても、ユスタは補助的な主張として、ステファヌスから実際に解放奴隷と同じ待遇を受けていたと主張することが可能であった。スカエウォラ法文 (D. 31,4,16,1) の事例のように、ユスタは信託遺贈 (fideicommissum) に基づき、引き続き扶養を受ける権利があると主張できたのである。これに対し、テミスは、ユスタの扶養はステファヌスではなく、最終的にはウィタリスによって行われたものであると主張し、ユスタが信託遺贈の受益者に該当しないと主張しようとした。この目的のために、C. ペトロニウス・テレスフォルス (TH16) の証言が用いられた。彼は、ウィタリスがステファヌスとテミスに対し、娘を返してもらう代わりに、それまでユスタに提供されていた *alimenta* を受領するよう申し出たと証言した。したがって、ユスタの *alimenta* は最終的にステファヌスではなく、ウィタリスが負担していたのである。著者によれば「これが認められれば、ユスタはステファヌスの解放奴隷でないばかりか、解放奴隷と同様の給付を得ていた者でもないことになり、信託遺贈受益者となり得ない」として、テミス側に有利な証言として位置づけられる。実際のところ、*alimenta* は TH16 の証言のなかで唯一見られる用例であるが、*alimenta* を提供するのがなぜウィタリスなのかはもとより、*alimenta* の具体的な内容も史料中には示されていない。スカエウォラ法文で扱われる *alimenta* との関係性を果たしてどこまで認めてよいかという点については留保せざるをえないが、テミスとユスタとの裁判における具体的な争点を考える上で、重要な手がかりが与えられているように思われる。

5 最後に、著者は「個別の問題」として、① *sp.f.* の理解、② 子の奪取という 2 点を取り上げている。

① TH13 及び 14 に登場する *sp.* は「*Sp(uri) f(iliam)*」の略字として、アランジオ (1959) によれば、父親が不明な場合を表現する一般的な言い回しで、古代の著述家によると「*s(ine) p(atre) f(ilius)*」(父親なしの子) からの派生であり、「嫡出でない子」に対する悪評を

逆手に取った興味深い表現とされる。樋脇博敏教授によれば、個人名としてのスプリウスは前 2 世紀以降は存在せず、「名無しの権兵衛」を意味し、その娘とは「嫡出でない子」を意味するが、自らにとって不利な名を名乗る理由は「～の娘」をもって、生来自由人であることを示すためであった、とされる[47 頁、cf 樋脇 11 頁]。

本人を正確に特定する表記法ともいえ、生来自由身分(*ingenuitas*)が証明される場合のみ、彼女の名前は「ペトロニア・スプリウスの娘ユスタ (*Petronia Sp. f. Justa*)」となり、そうでなければ、カラトリア・テミス【ステファヌスなども可能性あり】の解放奴隷ユスタ (*Calatoria Themidis l(iberta) Iusta*) として記載されることになる。この点で、著者によれば、テミスとしては、父が誰かにかかわらず、ユスタがステファヌスの解放奴隷ではないことさえ示せばよいので、*sp.*は *sine patre* の略で、「某」を指すものであった可能性が高いとされる。なお、オスティアで発掘された墓碑銘に見られる *Spurius/Spuria* の名をもつ解放奴隷の事例[49 頁]など、スプリウスの娘であることが「非嫡出子たる生来自由人」の指標とならないとする指摘も重要である[50 頁]。

② TH19, 20 の内容から、「幼いユスタが、母ウィタリスから元主人ステファヌスとテミスとによって引き離されていたと、理解されてきた」ことについても、解放後における旧主人とそのファミリーとの関係性の継続、心的症状の変化、生活の自立性の有無といった、さまざまな新しい視点からの見直しが迫られている。

6 ユスタ事件が解放奴隷に対する信託遺贈という文脈のなかで理解されることにより、例えば、従来の研究上の難点の 1 つである、女主人テミスの後見人である解放奴隷テレスフォルスがユスタの自由確認の主張に有利な証言を残しているのはなぜかという問題について、本論文は、ユスタが生来自由人であるというテミス側の主張を裏づけるためのものとする観点から、従来の理解を転換させる新たな試みとして説得力をもって展開されており、今後のユスタ事件に関するヘラクレネウム文書史料の理解に大きな貢献をもたらすものと考えられる。ただ著者が考えるように、受けられない扶養を求めて、「やむを得ずテミスを訴えた」のであるとしても、裁判にかかる費用・労力は得られるかもしれない「扶養」に見合うも

のであったのかという点について、どのように考えられるのか、あらためてご教示をいただければと考えている。

主な参考文献

1 アランジオ＝レイズの論稿は、V. Arangio-Ruiz, Studi epigrafici e papirologici, Napoli, Giannini 1974. に収録されている。

V. Arangio-Ruiz, Il processo di Giusta, in: Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 327-344. [-La parola del passato 3 (1948) 129-151.]

－, Nuove osservazioni sul processo di Giusta, in: Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 375-381. [-La parola del passato 6 (1951) 116-123.]

－, Nuovi aspetti del processo romano in un "fascicolo" ercolanese, in: Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974. 431-439. [in: Atti del congresso internazionale di diritto processuale civile, Roma 1953, 196-204.]

－, Tavolette ercolanesi (Il Processo di Giusta), in: Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 552-570. [Bullettino dell'istituto di diritto romano 3.serie, 1 (1959) 223-245.]

－, La tablettes d'Herculaneum, in: Studi epigrafici e papirologici, Napoli 1974, 295-308. [RIDA I (1948) 9-25.] (ユスタ事件については 305 以下)

2 「ユスタ事件」を扱った邦語文献として、以下を参照させていただいた。

J. J. デイス／穴沢嘯光訳『ヘルクラネウム：よみがえった古代ローマ都市』学生社 1976 年「9 あるローマ人の訴訟の物語」(Joseph Jay Deiss, Herculaneum-Italy's Buried Treasure, 1961)。

樋脇博敏「『名無しの権兵衛の娘』と自称する女」『史論 53』(2000 年) 1-27 頁。

森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か？ヘルクラネウム出土の蝋引書字板を読む（前編・後編 1・後編 2）」『白門 第 6 1 巻 (10)(11)(12)』(2009 年)。

（森光監修中央大学公式 YouTube 知の回廊 第 90 回「古代ローマの裁判」<https://www.youtube.com/watch?v=HrSRmDZ5FYc>）

ヴォルフガング・カイザー Wolfgang Kaiser 著/森光訳「Case 3 生まれながらの自由人か、それとも被解放自由人か ユスタの裁判」

U・ファルク M・ルミナティ M・シュメーケル編著＝小川浩三・福田誠治・松本尚子監訳『ヨーロッパ史のなかの裁判事例。ケースから学ぶ西洋法制史』（ミネルヴァ書房 2014 年）47- 67 頁。

西村重雄「ポンペイ出土スルキピウス文書の裁判関係資料」法制史学会研究大会（関西大学）報告資料（2000 年 9 月）中、資料 7, 8（TH14, 15 における出頭約束について）。

3 A. Guarino, *Lettere dal Passato. Il Processo di Giusta, Napoli i, De Fede Editore* 2013.

本書『過去からの手紙－ユスタ裁判』には、アントニオ・グアリーノ（Antonio Federico Guarino, 1914-2014; 筆名 Antonio Federici）によって、「ユスタ裁判」を題材にして制作されたラジオ・ドキュメンタリー番組（1953 年 12 月 7 日放送、RAI3）の記録とシナリオが収録されている。「当時、イタリアではテレビが普及していなかったため、視覚的な要素ではなく、音、言葉、環境音、ミキシング、音楽の挿入などによって構成されていた。…この古いドキュメンタリーには現在でも録音テープが残されており、時間が経過するにつれて、元の音や効果音はかなり劣化してしまったが、それでも、登場人物たち、特にアランジオ＝ルイズ教授やプリエーゼ・カッラテッリ教授の声は、今でも鮮明で生き生きとしています」（p.7）。「ユスタ裁判」の実況中継中に、アランジオ教授たちが蠟板文書解読の経緯や事件の概要を解説するという趣向で、当時「ユスタ裁判」が世に関心をもって迎えられていたことがうかがえる興味深い作品である。

グアリーノは解説の末尾に次のように記している。

「ユスタ裁判の判決文は発見されておらず、おそらく今後も見つからないでしょう。そのため、教授であるアランジオ＝ルイズは、1964 年に亡くなるまで、古風なナポリ紳士として、若く（おそらく魅力的な）ペトロニア・ユスタが、意地悪でわくちゃんカマトリア・テミスとの訴訟に勝利する姿を見ろという願いを果たせませんでした。しかし、これはむしろ幸運だったのかもしれませんが。というのも、摂理はアランジオにこの最後の発見を与えないことで、彼に慈悲を示したのかもしれませんが。なぜなら、裁判の結果はしばしば悪人が勝つことが知られているからです。A. G.」（p.12）